

豊川市監査公表第1号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年1月20日

豊川市監査委員	井田哲明
同	鈴木篤男
同	星川博文

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(教育委員会学校教育課)

監査実施期間 令和6年 9月4日から
令和6年11月7日まで

豊川市監査公表第11号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 教職員・児童生徒の健診、教職員結核予防検診及び小児生活習慣病検査の委託業務の指名見積において、予定価格の決定に関わる見積書を複数の医療機関から徴取していなかった。そのため、適切な予定価格となるよう受託者以外の受託可能な医療機関等を調査し、見積書を徴取するよう事務を検討されたい。</p>	<p>(検討事項)</p> <p>1 指摘のありました教職員及び児童生徒の健診等の委託業務については、令和8年度予算要求に際し、令和7年9月16日に、複数者（例年の応札業者含む）から見積書を徴取し、適切な予定価格となるようにしました。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和7年12月25日現在のものである。